

# 採用活動支援事業補助金交付の流れ



■ 事業所様

■ ふるさと定住機構

## ① 事業所様(事業着手前)

### 交付申請をする

- 【提出していただく書類】
- ・補助金交付申請書(様式第1号)
  - ・事業計画書(様式第3号) ※1
  - ・事業収支予算書(様式第4号) ※2



## ② ふるさと定住機構

### ①を審査

審査結果 OK の場合・・・補助金決定通知書(様式第5号)にて決定通知を送付  
審査結果 NG の場合・・・別途連絡のうえ、再度交付申請依頼



## ③ 事業所様(事業着手)

### ②の補助金決定通知書(様式第5号)到着後、実績報告をする

実績報告は、「補助事業完了日の日から20日を経過する日」  
「補助金の交付対象期間に属する年度の3月10日」  
いずれかの早い日までに行う

- 【提出していただく書類】
- ・採用活動支援事業補助金実績報告書(様式第2号)
  - ・事業実績報告書(様式第3号) ※1
  - ・事業収支実績書(様式第4号) ※2

## 留意事項

- 令和2年4月8日以降の対象経費の支出であること。
- 本補助金の交付対象期間は、補助事業実施年度における交付決定日から翌年2月末までの期間とする。  
前項の規定にかかわらず、対象期間中であっても補助金の申請総額が予算額に達したときは財団のホームページにて事業終了した旨を告知し、以降は補助金の受付をしないこととする。
- ※1※2については、様式は共通(申請時・実績報告時には、それぞれ文書のタイトルを変更のうえ提出することとする。